

平成18年第3回竜王町議会定例会（第1号）

平成18年9月7日

午後3時00分開会

於 議 場

1 議 事 日 程（1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議第75号 竜王町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議第76号 竜王町障害者自立支援条例
- 日程第 5 議第77号 竜王町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議第78号 竜王町居宅介護支援事業所の設置および管理に関する条例を廃止する条例
- 日程第 7 議第79号 竜王町水道布設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議第80号 竜王町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議第81号 平成18年度竜王町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議第82号 平成18年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 日程第11 議第83号 平成18年度竜王町老人保健医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議第84号 平成18年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議第85号 平成17年度竜王町水道事業会計決算認定について
- 日程第14 議員派遣について

2 会議に出席した議員（13名）

1番	寺島健一	2番	川嶋哲也
3番	勝見幸弘	4番	村井幸夫
5番	近藤重男	6番	圖司重夫
7番	若井敏子	8番	竹山兵司
9番	辻川芳治	10番	岡山富男
11番	西隆	12番	山田義明
13番	中島正己		

3 会議に欠席した議員

なし

4 会議録署名議員

1番	寺島健一	2番	川嶋哲也
----	------	----	------

5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	山口喜代治	代表監査委員	小林徳男
助役	勝見久男	教育長	岩井實成
住民福祉主監	池田純一	産業建設主監	三崎和男
政策推進課長	小西久次	総務課長	青木進
生活安全課長	福山忠雄	住民税務課長	山添登代一
福祉課長	北川治郎	健康推進課長	松浦つや子
産業振興課長兼農業委員会事務局長	川部治夫	建設水道課長	田中秀樹
出納室長	竹山喜美枝	教育次長	村地半治郎
教育課長	松村佐吉		

6 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	布施九蔵	書記	古株三容子
--------	------	----	-------

開会 午後3時00分

○議長（中島正己） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は、13人です。よって、定足数に達していますので、これより平成18年第3回竜王町議会定例会を開会いたします。

会議に入ります前に、町長より発言の申し出がございますので、これを認めることにいたします。山口町長。

○町長（山口喜代治） 皆さん、こんにちは。平成18年第3回竜王町議会定例会の開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

まず初めに、秋篠宮さま第3子男のお子さまのご誕生おめでとうございます。心よりお祝いを申し上げます。

いよいよ実りの秋、早生品種の収穫の時候となってまいりました。議員各位にはご多用の中、全員ご出席をいただき、誠にありがとうございます。日頃は、議会活動をはじめ町政運営に格段のご高配を賜り、厚くお礼を申し上げる次第でございます。

去る8月28日には、山之上農林公園内に高速道路利用組合が建設されます温泉保養施設の起工式がとり行われ、また1つ竜王町の観光施設ができることに、町といたしましても喜ぶところでございます。

また、先週の3日には、平成18年度の滋賀県総合防災訓練と併せまして竜王町総合防災訓練を開催いたしましたところ、議員各位には早朝よりご参加をいただき、誠にありがとうございました。本年は、竜王町の第2防災区を対象に訓練を実施いたしました。各地区区民の皆さんが早朝から熱心に訓練に取り組んでいただき、万一の時の大きな教訓になったと思っております。竜王町は災害に強いまちづくりを目指しています。各地域で自主的な災害訓練を数多く取り組んでいただくことを願うものであります。

さて、今期定例会に提案させていただく案件は、条例改正4件、新規条例1件、廃止条例1件、一般会計補正予算1件、特別会計補正予算3件、水道事業会計決算認定1件の11件であります。また、今会期中に人事案件2件、工事請負契約案件2件を追加提案させていただく予定をしておりますので、どうか慎重にご審議を賜り、ご承認を賜りますようお願いを申し上げ、誠に簡単でございますが、開会にあたりましてのごあいさつといたします。

○議長（中島正己） これより本日の会議を開きます。

皆さんのお手元に、議会諸般報告書ならびに竜王町議会会議規則第119条の

規定による議員派遣報告書を配付いたしましたので、よろしくお願ひいたします。
なお、説明は省略いたしますので、ご了承願ひます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（中島正己） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、1番 寺島健一議員、2番 川嶋哲也議員  
を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 会期の決定

○議長（中島正己） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月22日までの16日間
といたしたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から9月22日までの16日間と決定いたしました。

なお、会期中の日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により
会議を進めてまいりたいと思ひますので、ご協力のほどをお願ひ申し上げます。

それでは、これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 3 議第75号 竜王町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 4 議第76号 竜王町障害者自立支援条例

日程第 5 議第77号 竜王町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第 6 議第78号 竜王町居宅介護支援事業所の設置および管理に関する条例を廃止する条例

日程第 7 議第79号 竜王町水道布設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

日程第 8 議第80号 竜王町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

日程第 9 議第81号 平成18年度竜王町一般会計補正予算（第2号）

日程第10 議第82号 平成18年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）

日程第11 議第83号 平成18年度竜王町老人保健医療事業特別会計補正予算（第3

号)

**日程第 1 2 議第 8 4 号 平成 1 8 年度竜王町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)**

**日程第 1 3 議第 8 5 号 平成 1 7 年度竜王町水道事業会計決算認定について**

○議長 (中島正己) 日程第 3 議第 7 5 号から日程第 1 3 議第 8 5 号までの 1 1 議案についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山口町長。

○町長 (山口喜代治) ただいま一括上程いただきました議第 7 5 号から議第 8 5 号までの 1 1 議案につきまして、順を追って提案理由を申し上げます。まず、議第 7 5 号から議第 8 4 号までの 1 0 議案につきまして提案理由を申し上げます。

議第 7 5 号、竜王町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、障害者自立支援法が平成 1 8 年 1 0 月 1 日から施行され、これを受けて身体障害者福祉法が同日一部改正されることに伴いまして、竜王町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正するものであります。

改正の内容につきましては、条例第 1 0 条の 2 第 2 号中「身体障害者福祉法 (昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号) 第 3 0 条に規定する身体障害者療養施設」を「障害者自立支援法 (平成 1 7 年法律第 1 2 3 号) 第 5 条第 1 2 項に規定する障害者支援施設」に改めさせていただくものであります。

次に、議第 7 6 号、竜王町障害者自立支援条例につきまして提案理由を申し上げます。

ご承知のとおり、障害者福祉サービスにつきましては、これまで身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法でそれぞれ決められておりまして、このため、それぞれの基準に基づいてサービスの提供および利用がされてきたところではありますが、障害者に対するサービス利用の円滑化と福祉の増進を図ることを目的に、昨年 1 0 月 3 1 日に国会におきまして障害者自立支援法が成立し、同 1 1 月 7 日に公布されたところでもあります。

制定されました障害者自立支援法は、障害者の地域での自立を支援する観点から、これまで障害者の種別ごとで異なる法律に基づいて提供されてきました福祉サービス、公費負担医療等について共通の制度のもとで一元的にサービスを提供する仕組みに改められたものであります。

新しい事業体系への移行は、本年 1 0 月から段階的に進められますが、利用者負担の仕組み等につきましては、本年 4 月から既に施行されているところであり

ます。今議会に上程させていただきました本障害者自立支援条例につきましては、法の完全施行に伴いまして、町、町民の責務および事業者の責務、障害程度区分審査会の設置、町が事業主体となります地域生活支援事業、サービス利用計画の作成等に関する資料の提示および罰則等を定め、法の円滑な施行と障害者および障害児の福祉の増進、障害者等が能力や適性に応じて自立した日常生活と社会生活が営めるような地域社会の実現に資することを目的に本条例を制定するものであります。

本条例は、本文全9条からなるもので、条例の施行日は、本年10月1日からです。なお、この条例の施行に伴いまして、竜王町障害者支援費の支給に関する条例および竜王町障害程度区分等審査会の委員の定数を定める条例を廃止いたしますとともに、竜王町特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正を併せてさせていただくものでございます。どうぞよろしくご審議を賜りますとともに、条例の詳細につきましては担当課長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、議第77号、竜王町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、竜王町国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

条例第5条につきましては、前期高齢者であります70歳から74歳の国民健康保険被保険者で所得制限により一部負担金が2割になっている方につきまして、平成18年10月1日から3割負担になることから、条文の整備を行うものであります。

条例第6条につきましては、少子化対策等の観点も踏まえ、出産育児一時金について30万円を35万円に改めたいものであります。

次に、議第78号、竜王町居宅介護支援事業所の設置および管理に関する条例の廃止について提案理由を申し上げます。

介護保険法の改正により、平成18年4月1日から竜王町介護予防支援事業所を立ち上げいたしました。高齢化社会の一層の進行によります高齢者の要介護者の増加や、認知症高齢者の増加は避けて通れない状況にあります。今後は、健康づくりや介護予防施策をはじめとした健康福祉施策の構築と、さらに充実した介護予防サービスを提供する体制づくりが求められております。

町では、介護予防支援事業所を地域包括支援センターに位置づけ、主任ケアマネージャーや保健師、社会福祉士等が中心となって高齢者の生活の総合的な支援

を実施しており、今回、竜王町居宅介護支援事業所については、この9月末日をもって廃止したく、この条例の廃止をお願いするものであります。

次に、議第79号、竜王町水道布設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を申し上げます。

新たに水道布設を行う場合、その事業により特に利益を受ける加入者より分担金を負担していただいております。条例第2条におきまして、分担金の計算方法が規定されておりますが、分担金から控除することとなっている起債額を削除するものであります。

また、条例第4条におきまして、徴収の方法がその年度内に徴収すると規定されておりますが、工事を行った年度内にすべてを徴収することができないこともあり、削除するものであります。なお、ほかは文言整理でございます。

次に、議第80号、竜王町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、障害者自立支援法が平成18年10月1日から施行され、これを受けて身体障害者福祉法が同日一部改正されることに伴いまして、竜王町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものであります。

改正の内容につきましては、条例第9条の2第1項第2号中「身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第30条に規定する身体障害者療護施設」を「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設」に改めさせていただくものであります。

次に、議第81号、平成18年度竜王町一般会計補正予算（第2号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算第1号までの予算額が47億9,530万円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ17億7,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億6,730万円といたしたいものでございます。

今回の補正予算の主なものとしましては、本年10月の障害者自立支援法完全施行に伴い、相談支援の充実を図るため開設をいたします障害者生活支援センターの業務委託料、通所施設利用者の軽減対策扶助費の新設、学校施設における児童の安全を確保するため竜王小学校プールの改修工事、去る7月19日から20日にかけての豪雨により発生いたしました農業用施設の災害に対します復旧工事など、各事業費の増額ならびに将来における安定的な財政運営の確立に向けて、町債の借換えによる公債費の平準化を行うための償還元金および償還利息の増額をお願いするものでございます。

また、地方債補正といたしまして、町債の借換えにかかる追加をお願いするものでございます。

次に、議第82号、平成18年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算第1号までの予算額が7億3,439万6,000円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ4,262万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7,702万2,000円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしまして、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、出産育児一時金30万円を35万円に引き上げを行うことから、竜王町国民健康保険におきましても同様の対応をいたしたく、出産育児一時金の額の引き上げを行うための増額および市町村間の保険税の平準化と国保財政の安定化を図るため、高額医療費共同事業と併せて、レセプト1件にあたり30万円を超える医療費を対象に、県単位の各国民健康保険団体連合会が徴収した各市町村の拠出金をもとに、各市町村に対して交付金を交付する保険財政共同安定化事業の実施に伴う増額、また、平成17年度療養給付費等負担金の確定によります国庫負担金超過分の返還金の増額でございます。

歳入では、新規事業の保険財政共同安定化事業交付金が3,906万1,000円、出産育児一時金の増額にかかる一般会計繰入金が30万円、その他繰越金が326万5,000円のそれぞれ増額でございます。

歳出では、出産育児一時金が45万円、保険財政共同安定化事業拠出金および事務費拠出金で3,906万3,000円、国庫負担金返還金の償還金が311万3,000円のそれぞれ増額をお願いするものでございます。

次に、議第83号、平成18年度竜王町老人保健医療事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第2号）までの予算額が8億9,454万1,000円でございます。今回、平成17年度老人保健医療事業の確定精算におきまして、後期高齢者の高額医療費の精算額に変更が生じたことから、歳入予算の組み替えをいたしたいものでございます。

補正予算の内容は、支払基金交付金の医療費交付金過年度分が4,000円の減額、国庫負担金の医療費負担金過年度分が2,000円、県負担金の医療費県負担金過年度分が1,000円、一般会計繰入金が1,000円のそれぞれの増額をお願いするものでございます。

次に、議第84号、平成18年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第1号）



につきましては、現在お認めをいただいております当初予算額が5億3,500万円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ576万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,076万円といたしたいものでございます。

補正予算の内容といたしましては、歳入予算では、4月の制度改正に伴う介護給付費にかかる国と県の負担割合の一部変更による国庫負担金・県負担金の組み替えを、歳出予算では、介護給付の給付状況に伴います一部介護給付費の組み替えと、平成17年度の介護保険給付費交付金等について額が確定したことに伴う返還金をお願いするものでございます。

歳入では、国庫負担金が925万円の減額、県負担金が925万円、一般会計繰入金金が20万5,000円のそれぞれ増額でございます。

歳出では、賦課徴収費が11万7,000円、認定調査費等が8万8,000円、保険給付費にかかる居宅介護サービス給付費が4,200万円、同じく居宅介護サービス計画給付費が1,200万円、同じく高額介護サービス費が100万円、第1号被保険者保険医療還付金が10万円、国庫負担金等の返還金の償還が545万5,000円のそれぞれの増額を、保険給付費にかかる施設介護サービス給付費が1,500万円、同じく地域密着型介護サービス給付費が3,500万円、同じく介護予防サービス給付費が500万円のそれぞれ減額をお願いするものでございます。

以上、議第75号から議第84号までの10議案につきまして提案理由を申し上げたところでございますが、議第76号および議第81号につきましては、詳細について担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議を賜り、ご承認をいただきますようお願いを申し上げます。

**○議長（中島正己）** 北川福祉課長。

**○福祉課長（北川治郎）** ただいま山口町長より提案説明のありました議第76号、竜王町障害者自立支援条例につきまして、担当課から詳細説明をさせていただきます。

条例の第1条は、条例の目的を定めております。障害者自立支援法の施行に伴いまして、法令に定めるもののほか必要な事項について条例で定めることとしており、障害者および障害児の福祉の増進と地域での生活と自立を図ることを目的とすることを定めております。

第2条は、町の責務を定めております。施設から地域へという法の趣旨に沿い、障害者自らが選択した地域で自立した日常生活が営めるよう、本町における障害者等の生活実態を把握し、自立に必要な給付および支援事業を総合的・計画的に

行うことを定めております。また、障害者等の福祉に関し、情報の提供、相談および調査・指導を行うこと、さらには意思疎通について支援が必要な障害者等が障害福祉サービスを円滑に利用することができるよう必要な支援をすることや、障害者等に対する虐待防止に努めること、さらには障害者等の権利擁護について必要な支援を行うことを定めております。

第3条は、町民の責務を定めております。障害者自立支援法では、障害者等が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう支援することを旨としており、障害者等が有する能力・適正に応じて自立した生活が営めるような地域社会の実現に、町民の協力をいただくよう定めております。

第4条は、事業者の責務を定めております。第1項では、指定事業者等は事業を行うにあたっては、障害者等の人格の尊重と障害者等が有する能力・適正に応じ、自立した日常生活が営めるよう、町をはじめ関係機関と連携を取りながら福祉サービス、また、相談支援を効果的に行うよう定めております。

第2項では、指定事業者等は、提供するサービス等の質について評価し、質の向上を図ることを定めております。

第3項では、指定事業者等は、障害者等の人格尊重と法令の遵守、さらには忠実な職務の執行を定めております。

第4項では、指定事業者等が障害者等および障害児の保護者に対してサービスの内容の十分な説明と同意、プライバシーの保護、職務上知り得た秘密の保持等を定めております。

第5条は、障害程度区分等審査会について定めております。

第1項では、委員の定数を28名以内と定めております。

第2項では、委員となる者の資格要件を定めております。

第3項では、委員の任期を2年と定めております。

第4項では、委員の再任を妨げないことを定めております。

第6条は、法の定めにより町が実施する地域生活支援事業について定めております。第1項では、法第77条第1項に掲げる地域生活支援事業を行うことを定めております。

第2項では、地域生活支援事業のうち規則で定めるものの利用について、利用者の一部負担をいただくことについて定めております。

第3項では、費用の一部負担について減額または免除できる旨を定めております。

第4項では、前第2項に定める負担金額を定める場合、法に定められている自立支援給付の支給と均衡を保つよう定めております。

第7条は、サービス利用計画の作成等のための資料の提示について定めております。

第1項では、サービス利用計画を作成するにあたり、障害者等および障害児の保護者等の同意があれば、指定相談支援事業者からの請求に応じて、障害程度区分の認定に関する資料を同事業者職員に提示できることを定めております。

第2項では、障害者等および障害児の保護者等の同意があれば、意見書の書面を記載した医師等からの請求に応じ、障害程度区分の認定に関する資料を提示することができることを定めております。

第3項では、障害者等および障害児の保護者等の同意があれば、認定調査を行った指定相談支援事業等からの請求に応じ、障害程度区分の認定に関する資料を提示することができることを定めております。

第4項では、障害程度区分の認定に関する資料の提供を受けた者に対する知り得た秘密の守秘義務を定めております。

第8条は、規則への委任を定めております。

第9条は、罰則について定めております。法第9条第1項、法第10条第1項および法第24条第2項または法第25条第2項の定め違反した場合には、10万円以下の過料を科すことができる旨を定めております。

付則の第1条は、条例の施行日を平成18年10月1日から施行する旨を定めております。

第2条・第3条は、本条例の施行に伴い、竜王町障害者支援費の支給に関する条例および竜王町障害程度区分等審査会の委員の定数等を定める条例を廃止することを定めております。

また、第4条では、竜王町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正を行うものであります。

同条例別表第1中区分欄の「障害程度区分等審査会委員長」を「障害程度区分等審査会会長」に改め、その次に「合議体の長」を加え、「日額報酬を16,000円」とするものであります。

以上、議第76号、竜王町障害者自立支援条例の内容の説明といたします。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（中島正己） 青木総務課長。

○総務課長（青木 進） ただいま町長から、議第81号、平成18年度竜王町一般会計補正予算（第2号）について提案理由の説明があったわけですが、さらにその内容につきまして、お手元配付の補正予算の概要により説明させていただきます。

平成18年度竜王町一般会計予算の総額は、お認めをいただいております補正予算（第1号）までの予算額が47億9,530万円で、今回補正予算（第2号）として歳入歳出それぞれ17億7,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億6,730万円とするものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、まず歳入予算では、交付見込み額の算定により、交通安全対策特別交付金が40万円の増額、障害者自立支援法の施行に伴い、施設利用者等に対し支援を図るための障害者自立支援緊急特別対策事業費県補助金が59万9,000円の増額、県の事業見直しに伴い、近江米サバイバルプラン県補助金が200万円の減額、去る7月19日から20日にかけての豪雨により発生いたしました山中地先および七里地先における農業用施設の災害に対する農業用施設災害復旧費県補助金が275万円の増額、竜王小学校が事業推進校として認定を受けたことによります豊かな体験活動推進事業県委託金が46万円の増額、前年度繰越金が5,410万7,000円の増額、各自治区にて防災訓練実施時に活用いただいております訓練用水消火器の購入に対する消防協会の助成事業が認められましたことから、防火防災訓練用資器材助成金が57万5,000円の増額、将来的にも安定的な財政運営を図るため、取り組みを行います公債費の平準化にかかる各目的別の借換債が17億1,490万円の増額などでございます。

次に、歳出予算の主なものといたしましては、法人町民税の確定等に伴う町税の過年度還付金が160万円の増額、障害者自立支援法の施行に伴い、町における相談支援体制の充実を図るため開設をいたします障害者生活支援センターの設置委託料が94万5,000円、専門的な相談に対応するために、東近江圏域にて共同で取り組みを進めます精神障害者生活支援センター事業負担金が54万6,000円、通所施設利用者の支援を図るための負担軽減対策費扶助費が74万8,000円のそれぞれ増額、現在24地区において実施または実施を予定いただいておりますおたっしや教室について、さらに実施地区の拡大を図っていくために、おたっしや教室委託料が72万円の増額、本年6月の予防接種法改正に伴い、5歳児が混合ワクチン接種対象となったことから、麻しん・風しん予防接種委託料が80万円の増額、県の事業見直しにより近江米サバイバルプラン推進事業補助金が

200 万円の減額、木造住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを推進するため耐震改修の実施に対し交付する木造住宅耐震・バリアフリー改修費補助金が 50 万円の増額、児童の障害・けがなどにより使用時の不便を解消するために、竜王小学校において一部トイレの洋式化および階段への手すりなどの設置にかかる改修工事、経年劣化によりプール内部の防水シートとコンクリート製躯体の間に水の停滞が起こることにより水質の悪化が懸念されることから、プール内部の防水処理にかかる改修工事で 1,471 万 2,000 円の増額、公民館のボイラー釜内部の水漏れを修繕するための費用が 123 万 9,000 円の増額、町債の借換えに係る償還元金が 17 億 1,643 万 1,000 円、今年度償還日以降に発生する利子の精算分が 2,097 万 3,000 円のそれぞれ増額、町内 2 ヶ所で発生した農業用施設の災害復旧工事が 550 万円の増額などがございます。

地方債補正につきましては、町債の借換えに係る総務管理債が 2,530 万円、企画債が 2 億 2,400 万円、社会福祉債が 5,970 万円、道路橋梁債が 1 億 7,400 万円、都市計画債が 7 億 6,890 万円、消防債が 3 億 2,010 万円、小学校債が 190 万円、社会教育債が 7,000 万円、幼稚園債が 6,130 万円、給食センター債が 970 万円のそれぞれ限度額の追加をお願いするものでございます。

以上、誠に簡単でございますが、平成 18 年度竜王町一般会計補正予算（第 2 号）の概要を申し上げ、説明とさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 山口町長。

**○町長（山口喜代治）** 続きまして、議第 85 号、平成 17 年度竜王町水道事業会計決算認定につきまして、提案理由を申し上げます。

平成 17 年度竜王町水道事業会計の決算につきましては、去る 6 月 22 日に町監査委員の審査を終えまして、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定に基づき、議会の認定に付するものでございます。事業の概況、経営状況等につきましては、平成 17 年度につきましても常に経営の健全化と施設の効率的な維持管理に努めてきたところでありますが、収益的収支におきまして、収益が 2 億 9,396 万 2,902 円で、費用が 2 億 8,451 万 4,295 円となり、944 万 8,607 円の純利益となったものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議を賜り、ご認定いただきますようお願いを申し上げます提案の説明といたします。

以上、議第 75 号から議第 85 号までの 11 議案につきまして、順を追って提案理由を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、ご承認いただきますよう

お願いを申し上げ提案の説明とさせていただきます。

○議長（中島正己） 田中建設水道課長。

○建設水道課長（田中秀樹） ただいま町長から提案理由を申し上げました議第85号、平成17年度竜王町水道事業会計の決算内容について、説明を申し上げます。

最初に、平成17年度の事業の概要について申し上げます。水道事業につきましては、常に経営の健全化と施設の効率的な維持管理に努め、事業の運営を行ってまいりました。本年度の給水人口は1万2,672人で、前年度より52人の減少となっています。また、年間総配水量は167万8,983<sup>m</sup>³であり、前年度より2,343<sup>m</sup>³の増加となりました。そのうち県水受水量は147万1,319<sup>m</sup>³でありまして、総配水量の87.6%を占めております。年間有収水量につきましては、150万6,945<sup>m</sup>³であり、前年度より2万1,461<sup>m</sup>³の増加でありました。増加の原因といたしましては、家庭用使用量や工業用使用量が増加したものではないかと思われま

す。経営状況につきましては、収益的収支の収益の総額は2億9,396万2,902円で、前年度と比較いたしますと690万2,062円の減少となりました。しかし、この収入の中には町からの補助金1,350万円が含まれています。

一方、費用の総額は2億8,451万4,295円で、前年度と比較しますと1,205万3,423円の増加となりました。費用の増加につきましては、水源地の井戸現況調査委託料や修繕費などの増加によるものでございます。

以上のことから収益、費用、差引き決算額といたしましては、944万8,607円の純利益となったものでございます。今後も引き続き、水道事業の運営につきましては、さらに経費の節減等に努めながら事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

それでは、決算書に基づきまして、決算の内容をご説明いたします。

まず、1ページの平成17年度竜王町水道事業決算報告書をご覧ください。第3条予算の収益的収支の収入でございますが、水道事業収益といたしましては、営業収益と営業外収益を合わせまして、決算額が3億786万3,923円で、そのうち仮受消費税は1,390万1,021円でございます。

支出におきましては、水道事業費といたしましては、営業費用と営業外費用を合わせまして決算額が2億9,793万2,219円で、そのうち仮払消費税は1,041万524円でございます。

次に、第4条予算の資本的収支の収入でございますが、資本的収入といたしましては、企業債と他会計負担金を合わせまして決算額が8,134万8,750円で、そ

のうち仮受消費税は4万1,000円でございます。

支出におきましては、資本的支出といたしましては、建設改良費と企業債償還金を合わせまして決算額が1億3,393万9,160円で、そのうち仮払消費税は235万5,750円でございます。

したがって、差引、資本的収入額が資本的支出額に不足する額5,259万410円は、建設改良積立金1,889万9,409円、当年度損益勘定留保資金3,331万7,667円および当年度消費税資本的収支調整額37万3,334円で補てんいたしました。

次に、3ページの損益計算書をご覧ください。営業収益といたしましては、給水収益とその他営業収益を合わせまして2億7,530万9,123円、営業費用といたしましては、原水及び浄水費、配水及び給水費、総係費、減価償却費、資産減耗費およびその他営業費用を合わせまして2億7,223万2,228円、したがって、営業利益は307万6,895円でございます。

営業外収益といたしましては、受取利息および配当金、補助金、加入金および雑収益を合わせまして1,865万3,779円、営業外費用といたしましては、支払利息および企業債取扱諸費の企業債利息と雑支出を合わせまして1,228万2,067円で、営業収支は637万1,712円の黒字、したがって、経常利益は944万8,607円となりました。特別利益、損失はございませんので、当年度純利益は同じく944万8,607円、前年度繰越利益剰余金は4,288万9,167円でございますので、当年度未処分利益剰余金は5,233万7,774円となるものでございます。

次に、7ページの剰余金処分計算書(案)をご覧ください。これは、地方公営企業法第32条第1項で、利益が出た場合は、利益の20分の1以上を減債積立金に積み立てなければならない。また、任意積立金にも積み立てできるとなっていることから、平成17年度の利益944万8,607円の一部を積み立てるものです。当年度未処分利益剰余金といたしましては、3ページから4ページでご説明申しますとおり5,233万7,774円で、利益剰余金処分額といたしましては、減債積立金に400万円を積み立て、建設改良積立金に300万円を積み立てたくご提案を申し上げるものでございます。積み立てたといたしますと、翌年度繰越利益剰余金は4,533万7,774円になります。

次に、貸借対照表をご覧ください。まず、資産の部です。固定資産といたしましては、有形固定資産は土地、建物、構築物などを合わせまして17億6,700万9,666円、無形固定資産は施設利用権のみで1,245万5,659円、投資はございませんので、固定資産合計として17億7,946万5,325円となるものでございます。

次に、9ページの流動資産といたしましては、現金預金、未収金および貯蔵品を合わせまして1億8,466万1,771円でございます。したがって、資産合計は、19億6,412万7,096円となるものでございます。

次に、負債の部です。固定負債といたしましては、修繕引当金のみでございます。240万円、流動負債といたしましては、未払金と前受金を合わせまして6,572万3,630円でございます。したがって、負債合計は6,812万3,630円となるものでございます。

次に、資本の部です。資本金といたしましては、自己資本金は繰入資本金と組入資本金を合わせまして3億8,799万8,281円、借入資本金は企業債のみで2億5,497万8,064円、したがって、資本金合計は6億4,297万6,345円となるものでございます。

次に、剰余金といたしましては、資本剰余金は、受贈財産評価額、工事負担金および工事補助金を合わせまして11億3,638万7,628円、利益剰余金は、減債積立金、建設改良積立金および当年度未処分利益剰余金を合わせまして1億1,663万9,493円でございます。したがって、剰余金合計は12億5,302万7,121円となりまして、資本合計は18億9,600万3,466円、負債資本合計は19億6,412万7,096円となるものでございます。

なお、11ページから付属書類といたしまして、これらの細部資料を添付しておりますのでご覧いただきたいと思っております。

以上、平成17年度水道事業会計決算についての内容説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（中島正己）** それでは、ここで決算審査報告をお願いいたします。小林代表監査委員。

**○代表監査委員（小林徳男）** それでは、決算審査の結果についてご報告を申し上げます。これにつきましては、去る8月17日付けをもちまして、町長宛てに『平成17年度竜王町水道事業会計決算審査意見書』という形で提出させていただきました。この写しが皆さまのお手元にあるかと思っておりますので、これに基づきましてご報告を申し上げたいと思っております。

まず、審査の対象でございますが、平成17年度竜王町水道事業会計決算関係書類および業務状況ならびに証憑類、関係諸帳簿、出納取扱金について実施いたしました。

次に、審査の期日でございますが、平成18年6月22日に実施させていただきました。



きました。

次に、審査の内容および結果についてでございますが、決算書類の審査にあたりましては、運営面において予算に沿った執行となっているか、また、地方公営企業法の規定に則り、企業の財政状態および経営成績を適正に表示しているか、経済性を基本とした運営がなされてきたか、等について主眼をあてて審査を行いました。

計数につきましては、各々正確であるかを詳細に精査をいたしました。また、関係諸帳簿、証憑類は定められた規定により適正に処理されているか検査を行い、さらに取扱金の出納状況や滞納整理状況についても関係者の説明を聴取しながら慎重に実施いたしました。

次に、もう少し詳しく申し上げます。まず、1番目に経営の状況についてでございますが、平成17年度の経営状況は、まず基本となります給水戸数は25戸増加しまして、3,479戸となりました。また、給水人口については52人減少し、1万2,672人となっております。給水戸数の増加の主な要因は、住宅団地の世帯増加によるものでございます。

一方、配水量につきましては年間で167万8,983 $\text{m}^3$ となりまして、前年度と比較いたしまして水量で2,343 $\text{m}^3$ 、率にいたしまして0.1%、それぞれ増加をいたしております。有収水量につきましては年間で150万6,945 $\text{m}^3$ となり、同じく前年度比較で2万1,461 $\text{m}^3$ 、率にいたしまして1.4%、それぞれ増加した結果となっております。

このように、給水人口の減少がありましたが、事業収入の根幹を占めます有収水量が増加したことが給水収益の増加につながった原因であると言えます。

有収水量の増加につきましては、一部特定企業先の大口減少がありましたものの、一般家庭用の使用量としては全体として増加したこと。2番目に、営業用につきましても特定先にて増加があったこと等により、全体といたしましては、上記のとおり増加した結果となりました。

このように、平成17年度の営業状況は、有収水量が前年度に引き続き増加したこともあって、給水収益を含む営業収益が2億7,530万9,123円となり、前年度と比較して383万7,607円増加した結果となりました。

また、営業外収益については、住宅団地開発による加入金の増加があったものの、町からの補助金収入が大幅に減少したこともあって、営業外収益全体では1,865万3,779円となりました。前年度比較で1,073万9,669円減少いたしてお

ります。この結果、水道事業収益全体では、2億9,396万2,902円となりました。前年度に比較いたしまして、690万2,062円減少した結果となりました。

一方、支出面におきましては、営業費用面において、県水の契約水量増加に伴う受水費の増加、水源地調査のための調査委託料の大幅な増加等があったことにより営業費用全体が大幅に増加いたしております。また、営業外費用では、企業債残高が減少したことに伴いまして支払利息が減少したことが主な要因となりまして、営業外費用全体が減少をいたしました。

以上により、水道事業費全体では2億8,451万4,295円となりました。前年度に比較いたしまして、1,205万3,423円増加した結果となりました。この結果、経常利益におきまして944万8,607円の黒字となりましたが、前年度と比較いたしますと、1,895万5,485円の大幅な減少となっております。

2番目に予算の執行状況についてでございますが、収益的収支のうち支出面において営業費用で多くの不用額が発生しておりますが、諸経費の節減努力によるものと併せまして、一部の項目において見込み額より少なかったことが主な理由でありまして、事業の性格から見てやむを得ないものと判断いたしますが、今後なお一層、予算の作成段階から資本的収支・収益的収支いずれにつきましても、項目ごとに十分検討を行った上で予算計上されることが必要であると考えます。

3番目に、企業債について申し上げます。17年度の企業債の発行・償還ならびに残高は上記の表のとおりでございます。当年度の発行額は3,990万円でありまして、これはすべて借換えに伴う発行でありまして、事業の実施に伴う発行は前年度に続き皆無でございました。なお、当年度の償還は、計画どおり順調に償還されているものと認めます。

4番目に、一般会計からの繰入金についてでございますが、平成17年度中の一般会計からの繰入金は1,350万円でありまして、前年度と比較いたしまして1,100万円の大幅な減少となっております。

5番目に、有収水量の推移についてでございますが、平成17年度の有収水量は150万6,945 $\text{m}^3$ となっております。前年度に比較いたしまして2万1,461 $\text{m}^3$ の増加、率にいたしまして1.4%の増加となっております。

また、有収率は89.75%となりまして、前年度と比較いたしまして1.15%増加した結果となりました。有収率が前年度に比較して増加しておりますが、これは前年度から2年連続して増加していることになりまして、収益増加の要因の1つになっていることが伺えます。有収水量・有収率とも、企業としての収益性を高

める上で重要な項目でありました。今後とも、この数値が向上するよう努力されることを期待いたします。

次に、6番目といたしまして、未収金についてでございますが、平成18年1月末現在の使用料未収金は2,233万2,814円となっております。前年同期と比較いたしますと282万7,956円増加いたしております。この未収金残高は、下の表にもありますとおり年々増加しており、増加額自体も年々増加し、直近2年間は未収金の年間増加額が250万円を超える金額にまでなっております。

この未収金の整理回収につきましては、担当部署を中心に日々ご努力をいただいているところではあります。これだけの金額が毎年未収金として増加していくことは、水道事業会計全体の大きな問題点となってきていると考えるべきであります。

未収金減少対策としては、毎年の決算審査意見書で申し上げておりますとおり、個々の滞納先について個別の事情に応じたきめ細かい交渉を継続的に実施していく必要がありますが、それと同時に、減少目標金額を設定した上で具体的な施策を実施していくことが必要であり、このことを十分認識した上で取り組みされたいと考えます。

7番目に不納欠損処理についてでございますが、平成17年度の不納欠損処分は、件数で6件、金額で17万4,544円の処理がなされております。処理の内容につきましては、いずれも規定に則って処理をされており適切であると認めます。

最後に、総評を申し上げます。

平成17年度水道事業会計決算状況の審査を実施いたしました。審査にあたりまして、関係諸帳簿との照合、計数の確認を慎重に行いました。その結果、特に指摘すべき事項は見当たりませんでした。また、諸経費につきましては、節減のため日々努力をしていただいていることは感じることができました。

17年度の決算状況は、減収減益の結果となりましたが、前述のとおり、収入面では町からの補助金収入が大幅に減少したこと、また支出面では、原水及び浄水費が大幅に増加したことが主な要因であります。しかしながら、経常利益におきましては、前年度比較で大幅に減少したものの確実に利益を計上しており、ほぼ良好な内容での決算でありました。

以下に、今回の決算審査を通じまして感じた点について意見として申し上げます。

まず第1点目は、県水の未達水量についてであります。現在、県から購入して

おります水の購入費用のうち、未達水量にかかる費用が近年増加してきております。今後も増加していくのではないかと懸念されることであります。この費用につきましては、県水を購入するにあたり、県との間で契約水量が決められることから、契約水量と実際に使用した水量の差額を未達料金として県に支払いすることによる費用の発生であります。水道事業会計としましては、確実にコストとして計算しなければならない費用となってきました。これが増加してきていることが気になるところであります。

未達水量が発生すること自体につきましては、水道事業の原点である商品が「水」という生きるための絶対的な必需品であることを考えますと、不足させることができないこともあり、ある程度余裕をもって契約水量を取り決めることが必要であることは理解できますし、この考え方を否定するものではありません。

しかしながら、近年、未達水量が確実に増加してきており、これが未達料金の増加につながってきていることを考えた場合、何らかの対策を検討しなければならない時期になってきているのではないかと考えます。

もとより、未達水量を皆無にすることは事業の性格から見て不可能ではあります。できる限り減少させていくための努力を行うことは当然のことながら必要であると判断いたします。この問題につきましては、今後の水道事業のコスト要因の1つであることを町全体として十分認識をしていただき、対策に取り組んでいただくことを期待いたしまして、問題提起とさせていただきます。

2番目に未収金残高でございますが、この問題につきましては、昨年度の意見書でも同じ内容のことを申し上げましたが、平成17年度においても未収金は残念ながら増加した結果となっております。

平成17年度末における未収金の概要は前述したとおりであります。平成18年1月末におけます未収金残高は、水の売上である給水収益のほぼ1ヵ月分に近い数字にまで増加をしてきております。このことは、上記の未収金が仮にすべて回収不能となった場合、1ヵ月分の売上がすべて消滅してしまう計算になります。したがって、このことを町全体の課題として十分認識した上で、滞納整理をはじめとする業務に取り組んでいただくと同時に、未収金減少の明確な数値目標をもって取り組んでいくことが必要であると考えます。

以上、今回の決算審査を通じて感じた点について申し上げます。地方分権制度が推進されます中で、地方自治体の財政健全化の必要性が全国的な課題となってきました。このため、一層の歳出の削減とともに、自主財源の確保にも努めな

ければならない状況になってきていると言えます。

このような状況の中で、水道事業会計においても、公営企業としての本質を踏まえた上で、より一層の効率化を追究しながら、収益的にはある程度の収益を確保できる健全な経営を目指すことによって、最終的には住民の福祉向上に寄与できるよう努力されることを期待いたしまして、総評といたします。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 4 議員派遣について

○議長（中島正己） 日程第 1 4 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第 1 1 9 条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣することにいたしたいと思っております。なお、緊急を要する場合は議長においてこれを決定いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ご異議なしと認めます。よって、本件はそのように決定いたしました。なお、派遣された議員は、派遣の結果を議長まで報告していただくようお願いいたします。

以上で提案理由の説明が終わりました。

本日の議事日程は、全部終了いたしました。これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。大変ご苦勞さまでございました。

散会 午後 4 時 2 0 分